

ペルー産ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に関する植物検疫実施細則（令和5年3月22日付け4消安第6724号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第79の規定に基づき定めるペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和5年3月22日農林水産省告示第438号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第79の規定に基づき定めるペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和5年3月22日農林水産省告示第438号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、<u>規則、告示及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）</u>に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>2 検査の実施の確認</p> <p>植物防疫官は、告示6の（1）の検査が的確に実施されていることの植物防疫官による確認について、次により、原則として1年に1回以上、ペルー植物防疫機関が記録した検査の実施記録を確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、隨時、ペルー植物防疫機関による検査に立ち会うことにより行うものとする。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエ（以下「ミバエ類」という。）が発見されなかつたことを確認すること。</p> <p>ウ <u>ア及びイの確認の結果、</u>検疫有害動植物が発見されたときは、ペルー植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されることを確認すること。</p>	<p>2 検査の実施の確認</p> <p>植物防疫官は、告示6の（1）の検査が的確に実施されていることの植物防疫官による確認について、次により、原則として1年に1回以上、ペルー植物防疫機関が記録した検査の実施記録を確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、隨時、ペルー植物防疫機関による検査に立ち会うことにより行うものとする。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエが発見されなかつたことを確認すること。</p> <p>ウ 検疫有害動植物が発見されたときは、ペルー植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。</p>
<p>3 消毒の実施の確認</p> <p>（削る）</p>	<p>3 消毒の実施の確認</p> <p><u>植物防疫官は、告示6の（1）の消毒が実施されていることの確認について、原則として1年に1回以上、次により、消毒が実施されていることをペルー植物防疫機関と共同して確認するものとする。加えて、ペルー植物防疫機関が作成した消毒の実施記録を確認することにより、前回の実施記録の確認以降の消</u></p>

(1) 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の（2）の消毒が的確に開始されていることの確認について、次により、原則として1年に1回以上、ペルー植物防疫機関と共同して行うものとする。

- ア 指定コンテナーであること及び裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないことを確認すること。
- イ～エ (略)
- オ ペルー植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。
- カ ペルー植物防疫機関が記録した輸出港における消毒の開始が的確であったことを確認すること。

(2) 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の（2）の輸入港における消毒が終了していることの確認について、次により、ペルー植物防疫機関と共同して行うものとする。  
なお、消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

- ア 指定コンテナーであることを確認すること。
- イ 告示4の封印がなされていることを確認すること。
- ウ ペルー植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該指定コンテナーごとの温度センサーの較正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。
- エ 当該指定コンテナーごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部が摂氏1.0度となった後、引き続き16日間その温度以下、生果実の中心部が摂氏2.0度となった後、引き続き18日間その温度以下又は生果実の中心部が摂氏3.0度となった後、引き続き20日間その温度以下であったことを確認すること。
- オ エの確認の結果、告示5の消毒日数が当該指定コンテナーの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該指定コンテナーの卸下前又は卸下後、遅滞なく、ペルー植物防疫機関から、当該指定コンテナーの卸下された輸入港のコンテナーターミナル内において消毒を継続す

毒の開始と終了がいずれも的確に行われていたことを確認するものとする。

(1) 消毒の開始の確認

(新設)

- ア 告示5の（2）の指定コンテナーであること及び裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないことを確認すること。

イ～エ (略)  
(新設)

(新設)

(2) 消毒の終了の確認

植物防疫官は、消毒の実施記録により告示5の消毒が適切に行われていることを確認すること。

(新設)  
(新設)  
(新設)

(新設)

(新設)

ることを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該指定コンテナーの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナーの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナーにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナーターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該指定コンテナーにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、ペルー植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、エに準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

#### 4 表示

告示7の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

##### (1) 輸出植物検疫終了の表示

INSPECTED

##### (2) 仕向地の表示

EXPORT TO JAPAN

#### 5 輸入検査

##### (1) (略)

(2) 植物防疫官は、告示3の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(1)の消毒が適切に行われていない場合、指定コンテナーでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の表示がなされていない場合又は指定コンテナーにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者

#### 4 表示

告示7の輸出植物検査が終了している旨の表示は(1)の字句に、仕向地が日本である旨の表示は(2)の字句によるものとし、各こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

##### (1) INSPECTED

(新設)

##### (2) EXPORT TO JAPAN

(新設)

#### 5 輸入検査

##### (1) (略)

(2) 植物防疫官は、告示3の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、植物検疫証明書に告示4の封印の記号・番号及び告示5の消毒が行われた旨が記載されていない場合、告示4の封印がなされていない場合若しくは破れている場合、指定コンテナーでない場合又は告示7の表示がなされていない場合は、当該生果実を所有し又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は

に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。  
(削る)

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

(4) 植物防疫官は、ミバエ類が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。  
ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、ミバエ類が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。  
イ ミバエ類が付着した原因をペルー植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。

返送を命ずるものとする。

(3) 植物防疫官が必要と認めたときは、消毒の実施記録により告示5の消毒の実施が適切に行われていることを確認するものとする。なお、消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実はペルー植物防疫機関の責任により返送されるものとする。

(新設)

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエ又はミナミアメリカミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有又は管理する者に対し、チチュウカイミバエ又はミナミアメリカミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。  
イ チチュウカイミバエ又はミナミアメリカミバエが付着した原因をペルー植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

## 附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。